

宮古市議会政策提言書

避難所運営等について

令和7年9月

宮 古 市 議 会

目 次

はじめに-----	1
-----------	---

第1章 避難所運営等の現状と課題

1 避難所、開設運営体制整備について-----	2
2 トイレ環境の整備-----	5
3 食事の確保-----	8
4 寝床・プライバシーの確保等-----	9
5 住民への周知-----	10
6 避難所数の確保-----	11
7 避難所の環境、機能-----	12
8 広域避難体制の確保-----	14
9 車中泊避難者への対応-----	14
10 福祉避難所・福祉避難スペース-----	15
11 医療提供の確保(孤立避難所、地区含む)-----	16
12 避難場所について-----	16
13 その他-----	18

第2章 意見交換

1 福祉避難所の運営に関する意見交換-----	21
-------------------------	----

第3章 避難所運営等についての提言

1 避難所、開設運営体制整備について-----	24
2 トイレ環境の整備-----	25

3	食事の確保-----	26
4	寝床・プライバシーの確保等-----	27
5	住民への周知-----	28
6	避難所数の確保-----	28
7	避難所の環境、機能-----	28
8	広域避難体制の確保-----	29
9	車中泊避難者への対応-----	29
10	福祉避難所・福祉避難スペース-----	30
11	医療提供の確保(孤立避難所、地区含む)-----	31
12	避難場所について-----	32
13	その他-----	32

はじめに

国は、東日本大震災で明らかになった課題を踏まえ、平成 25 年に災害対策基本法の一部改正を行った。その後も令和元年台風 19 号等の被害発生を踏まえた令和 3 年一部改正（要配慮者の個別避難計画作成の市町村の努力義務化や福祉避難所の関連規定整備（内閣府令改正）等）、令和 6 年能登半島地震の教訓等を踏まえた令和 7 年一部改正（被災者に対する福祉的支援等の充実や広域避難の円滑化等）が行われている。

平成 25 年一部改正では、避難所における生活環境整備や避難所以外に滞在する被災者への配慮に関する努力義務が規定されるとともに、内閣府は平成 25 年 8 月に「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」を、平成 28 年には取組指針を踏まえた「避難所運営ガイドライン」、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を公表した。

本市においても、本ガイドラインに沿ってトイレ、食事、ベッド等の物資の確保や要配慮者への支援など、避難所の環境改善に取り組んできている。

しかし、コロナ感染症の拡大に伴い、生活空間（距離）を確保するための避難所数の増やホテル等の活用による分散型避難が求められるとともに、避難者のプライバシー確保や女性、子ども、高齢者、障がい者、妊産婦等の要配慮者など、多様なニーズに対応した物資・備蓄品の確保が大きな課題となっている。併せて、避難所での生活が困難な要支援者の避難生活場所の確保、在宅・縁故避難者・市外避難者等への生活支援、外国人や観光客等来訪者の受入れ支援、能登半島地震災害でも課題となった孤立集落対策等々、多様な課題への実効性ある対応と体制づくりが必要になっている。また、何よりも被災者支援の実施主体である地方自治体には、災害関連死をつくり出さない保健・医療・福祉等のサービスの充実と支援が求められている。

本市は、東日本大震災の甚大な被害に加え、平成 28 年台風 10 号、令和元年台風 19 号と二度の台風災害を経験している。地球温暖化による豪雨災害が多発している現状にある中、近い将来には日本海溝・千島海溝地震大津波の襲来も予測されている。

当総務常任委員会は、これら大規模災害の発生に備え、市民のみならず来訪者が安心、安全に避難し、避難生活ができるよう避難所運営等に係る課題を抽出し、調査・研究を行ってきた。また、重点課題の一つとして福祉避難所を取り上げ、市と協定締結している介護・福祉事業所（施設）との意見交換も実施してきた。

これらの調査・研究活動を踏まえ、本書のとおり避難所運営等に係る政策提言を行うものである。

第1章 避難所運営等の現状と課題

1 避難所、開設運営体制整備について

1-1 民間との連携(防災士、自治組織、ボランティア)

(1)現状

・毎年、避難所運営班(市職員)への説明会の際、避難所周辺の自主防災組織、施設管理者等、避難所運営に関わる方々との情報交換(顔合わせ)をする機会を設けるよう説明しています。

・宮古市防災士は、自治会、町内会、自主防災組織、消防団、民生委員、福祉施設職員などの組織から推薦された方々のほか、市職員(主に避難所運営班)が資格取得していますので、避難所運営に関わる方々の多くが、防災士でもあります。

・ボランティア活動については、活動を希望する方々が、社会福祉協議会のボランティアセンターにボランティア登録して活動することになります。ボランティアセンターでは、避難所におけるボランティアに頼みたい作業のニーズと、ボランティア登録された方々が希望される活動内容とをコーディネートして、避難所に派遣します。避難所以外の作業についても同様です。

・避難所運営は、災害の場面ごとに対応が変化します。避難指示直後から1日程度の避難所開設では、1日をやり過ごす程度の避難者対応になり、住居に被害が発生しなければ避難指示解除後に避難者は住居に戻り、避難所を閉鎖することになります。その段階で、避難者に対し、市営住宅及び宿泊施設の斡旋や環境を整えた避難所への移送等を検討・実施し、学校体育館は可能な限り速やかに通常の状態に戻せるよう考えています。

(2)課題

・民間(自治会、町内会、自主防災組織、消防団、民生委員、福祉施設)から推薦された方々、市職員との避難所の開設、運営についての連携が出来ているか不明です。防災士の有資格者だけでなく地域住民との連携でスムーズに実践出来る体制整備が必要なのではないか。

・避難所開設、運営にボランティアが関わることに對して、タイムラグが発生していると思われる。

・避難所開設後の避難者名簿の作成、受付対応、運営等が紙ベースで業務量が膨大で人員と時間を要する。

1-2 女性相談窓口の開設(女性相談員の配置)と女性への物資配布は女性で

(1)現状

・東日本大震災において各避難所では対応した実績を市民から聞き取ってマニュアル化した「宮古市避難所開設・運営マニュアル(以下マニュアル)」において、「男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮することが大切であるため、避難所運営委員には必ず女性も配置しましょう。」と記載しているほか、スペースの活用、役割分担等、女性の視点による

避難所運営について具体的に記載しています。

(2)課題

・現状のマニュアル化は了とするが、女性運営委員の配置、女性視点での避難所運営の具体的な内容が不明です。事前にワークショップ等開催して、女性視点を取り入れたマニュアル化なのか不明です。

1-3 女性スタッフの配置

(1)現状

・1-2のとおり、女性スタッフの配置についてマニュアルに記載しています。

(2)課題

・具体的な配置の内容が不明です。

1-4 運動不足の解消

(1)現状

・マニュアルに、「定期的な運動の機会を設け、ラジオ体操などの導入も検討します。」と記載しています。

(2)課題

・検討段階で具体策が見えません。

1-5 分散避難時の対応(車中泊、縁故、在宅、ホテル)

(1)現状

・マニュアルの「物資ニーズ集約・要請・配布」に「避難所内及び在宅避難者の物資ニーズを集約し、災害対策本部に要請します。届いた救援物資を適切に管理し、配布します。」と記載しています。避難所の駐車場等(学校の校庭)での車中泊者は避難所スタッフが把握し災害対策本部に報告、縁故、在宅及び宿泊施設の被災者は災害対策本部で把握し、物資の配布や情報提供などを実施します。把握が難しい車中泊者にはメディアを活用して災害対策本部への連絡を呼びかけます。

・宮古市地域防災計画(以下「市地域防災計画」)の「第2章第4節避難対策計画に、「広域避難及び広域一時滞在」を記載しています。宮古市以外への避難については、岩手県災害対策本部と連携して取り組みます。

(2)課題

・東日本大震災時の分散避難の対応に被災者の不満が多く聞かれた。特にも在宅避難者が食料品や支援物資が避難所で配布されたため、避難所に避難された方々が在宅避難者を拒絶す

る風潮があって受け取りを躊躇した。避難所駐車場での車中泊者は配布を受けたと思われるが、避難所以外の車中泊者、縁故、ホテル避難者はどこに行けば受けとれるのかわからない。被災者でないのに取りに来たのかと疑われることもあって、受け取りに行かなくなった被災者もいた。

- ・市外避難者に対しては現状の対応を了とする。

1-6 外国人避難者の対応(ルールの周知、表示、情報提供等)

(1)現状

・英語版、中国版(繁体字)のハザードマップを作成し、外国人居住者が参加するワークショップ等で説明、配布しています。また、ホームページには中国版(簡体字)を追加し、3つの外国語版ハザードマップを公開しています。ハザードマップ及びホームページで、外国人向けの災害情報スマホアプリ「safety tips(観光庁監修)」の利用を呼びかけ、ワークショップでも紹介しています。なお、外国人向けワークショップは宮古市国際交流協会が主催し、ハザードマップに関する研修のほか、避難所体験などを実施しています。

- ・避難路については、避難誘導標識に英語表記を取り入れています。
- ・避難所については、マニュアルに「高齢者、障がい者、乳幼児や妊産婦、外国人など特別の配慮を要する避難者からの相談について、プライバシーに配慮して対応するため、相談スペースを設けます。」と記載しています。また、「日本語で伝えられる情報が十分理解できない場合があるため、通訳ボランティア等の派遣を要請します。また、医療機関において診療を受ける場合には、通訳者の同伴等のサービスを提供するよう配慮します。」と記載しています。

(2)課題

- ・居住外国人への現状の取り組みは了としますが、居住外国人でない、来訪、観光外国人の避難対応に課題があると思われる。
- ・避難誘導標識の表記が英語のみでいいのか。
- ・来訪、観光外国人避難者に対しての避難所のルールの周知、表示、情報提供に対して、具体的にマニュアルに記載している内容がわからない。
- ・医療に関わる通訳者はより専門的なスキルが必要と思われます。市内に対応できる通訳者(多言語に対応できる)がいるのか。

1-7 子供の遊ぶスペースの確保

(1)現状

・マニュアルの「共用スペース」に、「子どもたちの遊び場、来訪者との面会、避難者同士の話し合いの場などのスペースを設けます。」と記載している。

(2)課題

・避難所毎に子供の遊び場が確保できるのか不明です。共用スペースの広さも十分確保できるのかも不明です。

1-8 燃料の確保と保管

(1)現状

・マニュアルの「避難所運営に必要な物品」に「ゴミ袋、物干し竿、洗剤、トイレットペーパー、ペーパータオル、プロパンガス、灯油等」、「避難所運営会議等を通じて各班のニーズを把握し、物資食料班で取りまとめます。」と記載しています。

(2)課題

・課題として取り上げたのは、暖房、小型発電機、大型発電機、車両、調理に必要な、灯油、ガソリン、軽油、プロパンガス等を備蓄する必要があるのでは、また、道路の寸断、孤立化対策として備蓄が必要ではないのか。現状の備蓄で十分か検証する必要があるのでは。

1-9 ニーズに合った備蓄品の充実(生理用品、尿パッド、寝具、食料品等)

(1)現状

・市地域防災計画の「第2章第7節食糧、生活必需品の備蓄計画」に「避難所における備蓄を行う物資の品目は、ストーブ、発電機、カセットコンロ、懐中電灯、ラジオ、電池、ろうそく等の全ての避難者に共通して必要となる品目とする。これに加え、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切り、子供用・大人用おむつや下着類、洋式トイレ、空調機器など、性別によるニーズの違いや、乳幼児や高齢者、障がい者、難病者、食物アレルギーを有する者、外国人及び妊産婦、性的マイノリティ(LGBT等)の要配慮者及び女性の多様なニーズに配慮した物資等の備蓄を図る。」と記載しています。

(2)課題

・この課題項目抽出の視点は、(生理用品、尿パッド、寝具、食料品等)に限定して日々メーカーにおいて機能や使いやすさ、メニューが向上している商品を、現状の備蓄品との入れ替えが必要ではないかです。

2 トイレ環境の整備

2-1 洋式トイレの確保(携帯トイレ含む)とスペースの確保

(1)現状

・各避難所に組み立て式の洋式トイレを2台ずつ備蓄しています。
・コロナ対策により、避難所の洋式化が進みました。
・宮古市はトイレカーを導入しました。令和6年能登半島地震の被災地では、ほとんどの避難所にトイレカーやトイレトレーラーが複数台配置されました。宮古市で災害が発生した際も、国県を通じて必要な台数の派遣を要請します。

(2)課題

- ・組み立てトイレは避難者が既設のトイレ利用が困難、トイレが屋外にあり冬季、夜間に利用を控える、トイレの配置台数が少なく(避難者が多い)利用に時間がかかるなどを想定しての備蓄と考える。組み立てトイレは単体での利用(専用スペースがあり)も考えられるが専用テントとのセットが必要で無いか。

- ・コロナ禍で学校体育館、公共施設の避難所を中心に様式化が更に進んでいる現状は確認できます。

- ・トイレカーの導入は評価が出来ますが、更に台数を増やすには多額の予算と車両付きのため年間維持費がかかる。避難所への移動、他被災地へ迅速に移動ができるメリットがあるが管理、メンテナンスに問題(運転手等人員の配置を含め)がある。また、他被災地との距離、支援自治体を割り当てる調整など時間を要する事から即応性が無い。能登半島地震災害より規模の大きい災害時(東日本大震災規模、東京直下型地震、日本・千島海溝、南海トラフなど)に台数も含め、即応性があるか。発災時直後は市内のリース事業者から段差のある仮設トイレの手配、設置になるのではないかな。

2-2 水洗トイレの機能維持

(1)現状

- ・施設管理者の方で、機能維持に努めています。
- ・避難所運営中は、施設管理者と避難所運営スタッフが連絡を取りながら機能維持に努めます。

(2)課題

- ・水洗トイレは汚水を下水道に流すものと、単独の合併処理浄化槽によるものとあります。流入管の損傷などで処理機能が失われる、停電でポンプが稼働しないで排出できない事もあります。また、給水管の損傷で機能が失われる。

2-3 し尿汲み取り体制

(1)現状

- ・災害対策本部が避難所全体のし尿汲み取り体制を関係業者等と打ち合わせ、実施します。

(2)課題

- ・発災後の打ち合わせで良いか、道路損壊等を想定しての打ち合わせが発災後で良いのか。

2-4 トイレの安全性確保(女性、子供)

(1)現状

- ・1-2のとおりマニュアルに記載し、配慮することとしています。

(2)課題

- ・女性、子供が安心して利用できる環境が求められています。特に夜間、盗撮、性被害対策が課題です。単に配慮するのではなく、徹底した対応が求められます。

2-5 外国人への対応(利用ルール、表記)

(1)現状

- ・1-6のとおりマニュアルに記載し、配慮することとしています。
- ・コミュニケーションカードを避難所に配備しているほか、外国人を対象にこのカードを使った訓練をしています。

(2)課題

- ・多言語の表記なのか。

2-6 多目的トイレ、人工肛門、人工膀胱保有者の装具交換スペースの確保

(1)現状

- ・多目的トイレ等の環境が必要な方々を各避難所で把握し、災害対策本部で設備を整えとともに、当事者と相談のうえ、設備が整った施設への移動も検討します。

(2)課題

- ・災害対策本部でどのような設備を整えるのか不明です。
- ・人工肛門、人工膀胱保有者が避難開始から時間に迫られる。
- ・全避難所に計画的に多目的トイレを整備することは必要ですが、全避難所に多目的トイレを整備するには多額の費用と期間を要する。

2-7 福祉避難スペースのトイレ確保

(1)現状

- ・災害対策本部において福祉避難所への避難を勧めるほか、各避難所での必要なスペース及びトイレの確保に努める。

(2)課題

- ・各避難所に福祉スペースが確保できるとの前提でトイレの確保ができるかを課題として抽出した。民間事業者と協定している福祉避難所は非公開としている。緊急を要する時、道路損壊で協定福祉避難所に避難できない時、また、市居住者以外の方が避難することが想定できる。各避難所でスペース、トイレの確保ができるか不明です。

2-8 ジェンダー対応(トイレ)

(1)現状

・避難所におけるジェンダー対応については、性別に関わらず、誰にとっても安心して避難生活が送れるよう配慮する取り組みになります。1－2、1－3、1－9など、マニュアルに記載しています。

(2)課題

・各避難所でジェンダー対応として利用できる具体的なトイレの配置、工夫が不明です。マニュアルに記載するだけで現場での対応が出来るか不明です。

3 食事の確保

3－1 現状の非常食の検証(メニュー、栄養バランス)

(1)現状

・ハザードマップ等において、避難の際の非常持ち出しの呼びかけており、その中に非常食も含まれます。防災出前講座では、自分に合った非常食の用意を呼びかけています。
・備蓄している保存米は、アレルギーを考慮し白米としています。
・被災者の生活支援の段階では、継続的に食事の提供を手配するほか、炊き出し(自衛隊による生活支援等)の実施等を検討します。

(2)課題

・ハザードマップ等での周知は継続することは了とする。
・保存米はアレルギーを考慮するだけでなく、複数のメニューの非常食が必要。副食の選択肢を増やす事も必要。
・民間の炊き出し協力、自衛隊の食事を含む生活支援は当然に必要で拒むものではないが、提供メニュー、栄養バランスを考慮する必要がある。

3－2 指定避難所避難者以外の食事提供(在宅、車中、孤立、縁故)

(1)現状

・市地域防災計画において、在宅避難者等への食事支援等を実施することとしています。

(2)課題

・具体的にそれぞれどのように実施するのか不明です。

3－3 高齢者、乳児、妊産授乳婦、食物アレルギー疾患、慢性疾患を有する避難者への食事提供

(1)現状

・市防災計画において、これらの方々への食事等への配慮を記載しているほか、マニュアルにおいても配慮することとしています。

- ・災害対策本部において、食事等の配慮が必要な方々を把握するとともに、必要な手配を実施します。

(2)課題

- ・具体的に提供する内容がわからない。配慮だけでなく実効性が求められる。
- ・対象避難者の具体的な把握方法などわからない。手配先もどこなのか不明です。

3－4 宗教上の理由で食事制限がある人の対応

(1)現状

- ・避難所スタッフの聞き取りにより把握し、対応します。

(2)課題

- ・制限があるのは避難所に避難した人だけでない。避難所以外にもいることを前提とした対応がわからない。避難所でのスタッフがどの様に把握するのかわからない。把握した後の食事の確保について具体的にわからない。

4 寝床・プライバシーの確保等

4－1 パーティション資材の確保

(1)現状

- ・備蓄を進めています。今後も数量の確保に努めるほか、発災時に数量が不足した場合は、岩手県災害対策本部との調整により、必要数量を確保します。

(2)課題

- ・確保する数量の目標数が不明。

4－2 ダンボールベッド資材の確保

(1)現状

- ・市は、簡易ベッドの備蓄を進めています。4－1と同様、必要数量を確保します。

(2)課題

- ・必要数量が不明。

4－3 単身女性避難者スペースの確保

(1)現状

- ・パーティションの設置により、女性、男性に関わらず、1人分のスペースを確保します。

(2)課題

・単身女性避難者を男性避難者と混在させることは、パーティションの設置だけでは安全確保が出来ない。

4-4 ペット同伴避難者のスペースの確保

(1)現状

- ・ペット同行・同伴避難所として、グリーンピア三陸みやこを指定し、たろちゃんハウスに必要な資材を確保しています。
- ・その他、マニュアルには東日本大震災時に各避難所に対応した実績を記載しており、参考にして対応します。
- ・動物アレルギーや、鳴き声等、避難者への配慮も必要になります。

(2)課題

- ・ペットは犬、猫だけではなくありません。また、グリーンピア三陸みやこ一ヶ所では避難を躊躇する避難者が増えます。結果として同行、同伴避難者が在宅、車中避難者となって孤立します。
- ・アレルギーに対応する配慮は必要です。

4-5 授乳、搾乳スペースの確保

(1)現状

- ・市地域防災計画及びマニュアルに記載し、毎年の訓練でも実践しています。

(2)課題

- ・避難所毎のスペースの位置がどこなのか不明です。

4-6 更衣室の確保

(1)現状

- ・4-5と同様、市地域防災計画及びマニュアルに記載し、毎年の訓練でも実践しています。

(2)課題

- ・各避難所にスペースの位置がどこなのか不明です。

5 住民への周知

5-1 避難に関する情報の理解

(1)現状

- ・ハザードマップに掲載し全戸配布したほか、防災出前講座では詳しく説明しています。地域の自主防災組織でも同様の取り組みが行われ、防災士を取得した自主防災組織の役員が中心になって活動に取り組んでいます。

(2)課題

・津波に対する防災無線等を通じての避難情報は理解も進み伝わりやすいと考えるが、大雨洪水にかかる避難情報は、度々の変更があり理解が十分とは思えない。

(警戒レベル3 高齢者等避難、警戒レベル4 避難指示、警戒レベル5 緊急安全確保の区分)

5-2 避難所の位置周知

(1)現状

・5-1と同様、ハザードマップに掲載し全戸配布したほか、防災出前講座では詳しく説明しています。総合防災訓練での避難所開設運営訓練の会場を変えながら全域での実施を積み重ねているほか、津波訓練では全ての津波避難所の開設訓練を実施しています。

(2)課題

・現状の取り組みに参加して理解をしている市民もありますが、ハザードマップを見ていない、見ても記憶していない市民も多くいる。

5-3 外国人への避難場所、避難所の位置周知

(1)現状

・1-6により周知に努めています。

(2)課題

・英語、中国語でのハザードマップだけでいいのか。

6 避難所数の確保

6-1 避難現状の避難所以外の避難所の確保(公民館、集会施設、公営住宅等、高等学校、短大)

(1)現状

・指定避難所については、過去の豪雨災害時の避難実績を勘案し、必要数を確保している。
・1-1のとおり、災害の場面ごとに変化する避難所対応を勘案し、被災者に対する市営住宅及び宿泊施設の斡旋や環境を整えた避難所への移送等を検討・実施し、学校体育館は可能な限り速やかに通常の状態に戻せるよう考えています。
・その際、事象により、公民館、集会施設、公営住宅等、高等学校、短大の活用も考えられます。

(2)課題

・現状の指定避難所を是とするのではなく、分散避難(身近、感染症対応)を前提にした指定避難所になっているか疑問です。

・学校体育館を速やかに通常の状態に戻す事は必要と考えるが、当初から学校体育館にこだわる必要がないのではないか。

7 避難所の環境、機能

7-1 入浴、ランドリー支援

(1)現状

・マニュアルに、東日本大震災時に各避難所に対応した実績を記載しており、参考にして対応します。

(2)課題

・マニュアルに、東日本大震災時に各避難所に対応した実績を記載しており、参考にして対応するとあるが、マニュアルに実績なるものが見当たらない。

7-2 通信環境と電源確保

(1)現状

・発動発電機及び燃料を全避難所に配備したほか、移動系防災行政無線機、特定省電力トランスシーバーを整備しています。避難所運営用の通信環境を主目的に Wi-Fi を必要量確保しています。その他、ポータブル電源の整備を進めています。

(2)課題

・現状の取り組みは評価できるが、避難者の携帯電話等電源が十分確保できるか。

7-3 情報提供

(1)現状

・避難所運営における避難者への情報提供を考慮し、全避難所にテレビを配備したほか、避難所運営用の Wi-Fi を必要量確保している。

(2)課題

・テレビを全避難所に配備していることは了とします。必要量が確保されているとする Wi-Fi 環境が十分なのか判断できない。

7-4 飲料水、水道水の確保

(1)現状

・市地域防災計画の確保計画において、必要量を定め、保存水を備蓄しています。
(想定避難者 1 人あたり 1 日 3 リットルの 3 日分、64,800 リットル目標で現在 665,300 リットルを備蓄、想定避難者 7,200 人)
・宮古小学校及び津軽石公民館に緊急貯水槽を整備しています。

(2)課題

- ・飲料水については必要量が確保できていると判断しますが、孤立の可能性がある集落で十分か検証が必要。
- ・水道水については同じく孤立の可能性がある集落で十分か検証が必要。また、緊急貯水槽を含む配水管の耐震性が確保されているか。

7-5 防暑、防寒設備の整備

(1)現状

- ・主な避難所に防災備蓄倉庫を整備し、石油ストーブ及び燃料を備蓄しています。また、コロナ対策時に換気や空調の活用等をマニュアルに取り入れています。
- ・ハザードマップに掲載した非常持ち出しに防寒用品を加えるとともに、季節により防暑、防寒用品の入れ替えを広報周知し、防災出前講座でも説明している。

(2)課題

- ・主な指定避難所は学校体育館が多く、備蓄されている石油ストーブでは防寒には十分対応できない。換気、空調機器を活用するとありますが、防暑、防寒に十分に対応できない。
- ・ハザードマップに掲載し、周知、実践を求めています。避難時に備えて対応できる市民が全てとは言えない。特に津波避難時は着の身着のまま、在宅でない避難者がいることも十分想定できます。

7-6 下水道処理機能の確保

(1)現状

- ・上下水道部において、下水処理機能の確保に努めています。

(2)課題

- ・上下水道部でどのような処理機能の確保に努めているのか不明ですが、課題として取り上げたのは、避難所が下水道管の損傷で排水処理が出来なくなった場合(トイレが使えない、雑排水が流せない)の対応が不明だからです。可搬型の浄化装置などの備えがあるか確認したい。

7-7 感染症蔓延防止環境の確保

(1)現状

- ・スフィア基準以上の4平方メートルを確保している。

(2)課題

- ・感染症が蔓延する環境はスペースを確保するだけでない。密集、密接を避けることに加え

た対策が必要。

8 広域避難体制の確保

(1)現状

・「広域避難」という場合。市地域防災計画では市外への避難(移動)を想定しています。この場合、1－5のとおり岩手県災害対策本部と連携して取り組みます。市内での広域的な(移動)については、総合防災訓練及び津波避難訓練において、三陸縦貫道路を使って津軽石地区からグリーンピア三陸みやこに避難者を輸送した事例のとおり、想定される事象に応じた避難ルートを考え、訓練の実証を図るなど、その確保に取り組んでいます。今後も様々な想定をもとに実証を積み重ねていきます。

・岩手県においては、岩手県トラック協会等の関係団体と協定締結しているほか、各種の防災拠点を指定し、避難者の受け入れや支援物資の移送体制を整備している。

・上記のとおり、広域避難等について、岩手県が関係団体と協定締結して移動手段を確保している。

(2)課題

・課題として取り上げた理由は、東日本大震災時の原子力災害等を想定したものではなく、局地的な災害(大雨洪水、土砂災害、林野火災)において発生地区によっては近隣市町村との相互連携した対応が可能か、相互連携することでより被災者の負担が少なくなる視点での課題提起です。例として津軽石地区からグリーンピア三陸みやこに避難することだけでなく、隣接する山田町豊間根地区への避難が相互連携によってできないかです。津軽石地区の住民には隣接する安全な地区に避難することによって被災地への行き来が容易になるとの意見もあります。

9 車中泊避難者への対応

(1)現状

・1－5のとおり、避難所の駐車場等(学校の校庭を想定)での車中泊者は避難所スタッフが把握し災害対策本部に報告、把握が難しい車中泊者にはメディアを活用して災害対策本部への連絡を呼びかけます。

直近では、大船渡市で発生した大規模林野火災における大船渡市におけるペット同伴避難者の取り組みが挙げられます。避難所スタッフが車中泊者にチラシを配布し、ペット同伴避難者をグリーンピア三陸みやこのたろちゃんハウスで受け入れました。今後マニュアルに記載していきます。

・避難所スタッフが把握し災害対策本部に報告、物資の配布や情報提供など実施する。

・エコノミー症候群の発生防止は、マニュアルに記載している。

・グリーンピア三陸みやこを防災拠点にしている。

(2)課題

・東日本大震災時に車中泊避難者の把握が課題であり、直近の能登半島地震災害においても課題として取り上げられました。車中泊避難者はペット同伴だけでない。避難所スタッフによる把握は避難所駐車場では把握は可能と思われますが全体把握は容易ではない。

10 福祉避難所・福祉避難スペース

10-1 福祉避難所について(医療的ケア児、精神、知的、身体障がい、妊産婦、母子、高齢者、要介護・要介助者、障害児・者)

(1)現状

① 当市に指定福祉避難所はなく、協定福祉避難所として 28 施設と協定締結している。受け入れ可能者数は約 300 人としている。協定福祉避難所は、指定避難所に避難した「要配慮者」（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者等）の状態、状況を考慮し、協定に基づき開設する二次的避難所である。

協定福祉避難所の施設名は施設側の意向（混乱が生じるとの理由）で非公表としている。

② 医療的ケア児の受け入れは、福祉避難所との協定締結を進めている。

③ 精神、知的、身体障がい者の受け入れは、協定福祉避難所（該当する施設）が個別の避難計画を策定し、確保しており、市と連携して訓練を実施している。避難指示等が発令された場合には、早めに施設側に知らせ円滑に避難できるよう配慮している。

④ 妊産婦、母子は、「避難所開設・運営マニュアル」において、避難所の配置を決める際に配慮している。

⑤ 高齢者、要介護者、介助者の避難については、防災出前講座等の機会に、高齢者等避難発令の際に、介助者も一緒に避難することを呼びかけている。

⑥ 障がい児・者の避難については、③の協定福祉避難所施設の取り組みのほかに、個別避難計画策定時に民生委員等と情報交換をしながら、各自の事情に沿った避難先の確保に取り組んでいる。

(2)課題

① 指定福祉避難所を指定しない理由が不明です。

② 協定福祉避難所を公表していないことに合理性があるのか。

③ 協定福祉避難所は現状の 28 施設が限度としている。しかし、災害の規模、状況等によって福祉避難所として利用できる施設は変化することから、通所施設等の利用による協定締結施設の増、拡大を検討する必要があるのではないか。

④ ホテル等の宿泊施設利用の検討が必要ではないか。

⑤ 協定福祉避難所における人材確保、必要な物資・資機材等の備蓄と管理体制の状況はどうか。また、不足物資等に係る市の供給体制は整っているか。

⑥ 妊産婦、母子の避難について、指定避難所内の配置で配慮するだけでは不十分ではないか。避難所への避難を躊躇し、孤立することが想定される。

⑦ 要介護者・介助者の避難については、一緒に避難することだけではなく、安心・安全で気兼ねなく避難できる環境の確保が必要である。

10-2 福祉避難所の広域連携について

(1)現状

宮古市災害応急対策計画では「福祉避難所の円滑な設置、運営など、要配慮者に配慮した環境の確保に努める。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める」と記載されており、被災地以外の市町村との広域連携を否定していない。一方で、市は広域連携について、県の調整に基づく福祉避難所の開設、広域連携が基本との考えを示し、市町村間での災害時の支援協定に福祉避難所を盛り込むことは現実的ではないとしている。

(2)課題

- ① 協定締結の施設自体や職員の被災等で、福祉避難所開設ができない場合も想定される。福祉避難所が不足する場合、近隣市町村との連携による対応も考えられる。
- ② 民間レベル（施設間）では連携が可能との意見もある。また、グループ内では市域を超えた連携の実績もある。市内の異なる施設間で連携（災害協定締結による受け入れ）している事例もある。

11 医療提供の確保(孤立避難所、地区含む)

(1)現状

・薬剤師会と協定を締結しています。協定内容に沿った訓練を実施しているほか、薬剤師会の研修会で説明するなど、情報交換を行っています。

(2)課題

- ・孤立の可能性のある集落は宮古地区12、田老地区5、新里地区4、川井地区5の27集落（令和6年度岩手県調査）あります。それぞれの地区の対応が不明です。
- ・孤立避難所、地区へ薬剤を届ける（配布）する手段（方法）の具体的な内容が不明です。
- ・孤立避難所、地区で必要な薬剤の取りまとめを誰がするのか、どこに伝えるのか不明です。

12 避難場所について

12-1 避難場所への要介助者、要支援者の避難支援

(1)現状

- ・個別避難計画策定時に、各自の事情に沿った移動支援について民生委員等と情報交換しながら、計画に記載している。
- ・一部の自主防災組織においてリヤカーでの避難支援に備えている。
- ・警戒レベル3（高齢者等避難）発令時に車で避難支援している。

(2)課題

- ・災害時要援護者支援制度での個別避難計画は登録者が限定的で要援護者の実態と乖離している。(登録出来る基準を満たさない要介助者、要支援者が多い。)

現状での対応で実効性があるのか。

- ・避難場所に至る避難路が階段、または狭隘でリヤカーが通れない。
- ・リヤカーでの移動は避難路の勾配が強く複数の支援者が必要。
- ・身体的に歩行が困難な避難者に対しては、特に津波警報避難時は車での避難の検討が課題です。

12-2 冬季の防寒対策(防寒用品保管庫の設置)

(1)現状

- ・ハザードマップに掲載した非常持ち出しに防寒用品を加えるとともに、季節により防暑、防寒用品の入れ替えを広報周知し、防災講座でも説明している。

津波避難の場合避難場所は高台を指定しているが、指定場所に限らず身近な高い場所への避難を呼びかけている。

河南中学校のように避難場所と避難所が同じ敷地内である場所では、避難所に入ることによって寒さを凌ぐことができます。各地区の津波避難計画においても、避難場所から避難所への移動を呼びかけている。

避難ビルについては、保管庫を設置し防寒用品を収納している。

(2)課題

- ・現状の取り組みで、避難時に全員が防寒用品等携行するのか疑問です。むしろ携行しない避難者がいることを前提とすべきでないか。
- ・身近な高台への避難の呼びかけは必要と考える。
- ・避難場所と避難所が同一敷地内にあるところは寒さを凌げるが、それ以外の避難場所では凌げないことになる。
- ・避難場所から避難所への移動を呼びかけることは問題ではないが、避難場所から避難所への移動が困難(避難所へ安全に移動できない)な箇所はあるのではないか。
- ・避難ビルの保管庫設置には問題ないが、地区によっての差を感じる。

12-3 避難路の管理(除草、除雪等)

(1)現状

- ・避難路の多くが、日常から地域の方々が行き来することで、日常使いの観点から、自主防災活動において除草等の管理がされている。除草等に必要な経費は、宮古市自主防災組織育成強化支援事業補助金が活用されている。

- ・日常使いがほとんどない避難路については、危機管理課が除草等を行っている。

(2)課題

- ・除草については官民連携で対応ができていることは確認できたが、除雪については適時されているか疑問です。
- ・日常使いがほとんどない避難路の除草、除雪を危機管理課が直営で行なっているか疑問です。

13 その他

13-1 避難ビルの確保

(1)現状

・避難場所までの距離がある地域の対応策として、津波避難ビルを指定しています。市内では、藤原埠頭、大通りから保久田周辺、南町が該当し、三陸北部森林管理署宮古宿舎、介護施設あお空、後藤泌尿器科皮膚科医院、宮古第一病院、岩手県立宮古高等学校の5箇所を指定している。また、市民交流センターは避難場所に位置付けています。避難場所までの距離がある地域の対応策としては、整備されている。

(2)課題

・津波避難ビルについて、指定エリアには避難が可能な高層の堅固な建物は隣接地区も含め複数あります。整備されているとの認識に疑問を感じます。居住者、事業所勤務者、在学生だけでなく往来者等も緊急避難できるように指定を進めているのか疑問です。

13-2 雑飲料水の確保(井戸、浄水器)

(1)現状

・政府が、令和7年3月17日に「災害時地下水利用ガイドライン」を公表したことから、災害井戸の登録と活用の検討を進める。

(2)課題

- ・議会での質疑において提案された案件です。検討が進んでいないことは残念です。国から求められると進むのでしょうか。
- ・浄水器も課題としましたが、言及が無い。

13-3 非常持ち出し袋(備品も含め)

(1)現状

・ハザードマップにおいて、非常持ち出しの用意を呼びかけています。防災出前講座で市民に直接説明することで周知に取り組んでいます。毎年の継続した取り組みを心がけています。

(2)課題

- ・ハザードマップ、出前講座での周知で市民の備えが進んでいるか疑問です。

13-4 女性の避難マニュアルの策定

(1)現状

- ・1-2、1-3、1-9等、男女のニーズの違い等への配慮、避難所運営への女性の配置等をマニュアルに記載しています。

(2)課題

- ・「避難所運営委員には必ず女性も配置しましょう。」とマニュアルには記載されていますが、マニュアル全般にわたって女性視線での取り組み、対応が不足している。

13-5 自主避難所の把握と支援対応

(1)現状

- ・東日本大震災の時、指定避難所以外の集会施設等にも避難者があり、自主避難所のような状態となった。市地域防災計画では「自主避難所」の規定はありませんが、今後同様なことがあった場合は、情報収集して状況を把握し、適切に対応していきます。

(2)課題

- ・昨年の能登半島地震災害においても自主避難所が複数存在し、把握と支援が課題と報道された。東日本大震災においても同様な状態であったとの認識であるにもかかわらず、市の地域防災計画に規定の見直しがされていない。

13-6 孤立地避難所に対する支援対応(資材、食料、医療、介護、医薬品、健康保持)

(1)現状

- ・平成28年台風10号など、道路被害により一時的に孤立状態となった地区には、ヘリコプターによる救助、徒歩による聞き取り調査や物資等の支援を行った。総合防災訓練等ではドローンによる物資や通信機器の輸送など実施しており、同様の取り組みを考えている。

(2)課題

- ・岩手県の調査では宮古市に孤立する可能性がある集落は27箇所存在する。台風10号以上の災害発生時の初動対応が遅れる。
- ・課題として初動期の通信手段の確保、ヘリコプターの着陸可能な場所の確保、飲料水や米飯以外の食料や携帯電話のバッテリー不足、支援物資、医療、介護、医薬品の配送困難など多くの課題がある

13-7 電気(通電)火災対策

(1)現状

- ・通電火災については、東日本大震災での経験や全国的な事例を踏まえ、防災出前講座で注意を呼びかけています。防災士も知識を有しており、地域の自主防災活動を通じて周知していきます

(2)課題

- ・周知だけで通電火災対応が進むか疑問です。二次災害を防ぎ、安心して避難する対策が必要と考える。

第2章 意見交換

1 福祉避難所の運営に関する意見交換

令和7年7月28日、本委員会では、福祉避難所の運営等に関する課題や各施設が懸念する点等を把握するため、宮古市協定福祉避難所の施設の皆様と意見交換を行いました。8名の方々に出席をいただき、福祉避難所を運営するにあたっての課題など、多くのご意見を伺うことができました。

抜粋したご意見は次のとおりです。



福祉避難所の施設の皆様との意見交換会の様子

○あおぞらグループホーム向町

- ・震災、台風で建物が冠水したためエレベーターが停止し、階段での移動を強いられた。高齢者にとって階段での移動は困難。グループホームは3階以上、1、2階が実質的に福祉施設として受け入れスペースとなる。
- ・施設への浸水防止が必要、止水板設置を市に要望したが応じて頂けない。
- ・備蓄品保管スペースはテラスで、家庭用の物置程度、外部者の分は予定していない。福祉避難所として機能する物資の備蓄が課題。
- ・備蓄の負担がある。

○グループホームあすも

- ・大通の施設は震災後に開設、田の神は土砂災害区域にある。
- ・大通の施設は2、3階は使えない。（エレベーターが無く移動が困難）
- ・1階での受け入れは1～2人。
- ・市の協定（マニュアル）では、災害時に必要物資を市に要請し、市が対応することになっている。
- ・指定福祉避難所として国のガイドラインに添えるかが課題。

○新たな郷わかたけ

- ・施設は災害リスクが少ない。令和5年10月に協定締結し、令和6年3月11日に福祉避難所開設訓練を実施した。（はまゆり学園に2人迎えに行った）
- ・東日本大震災時は強度行動障害者の対応が難しかった。（事前情報が無かった。）
- ・受け入れは10人可能。

- ・課題は、地域作業場、特別教室の児童が要配慮者登録しているかわからない。
- ・サービス提供者には対処し易いが緊急時には要支援者の情報を平時から共有した準備が必要。災害トリアージのため連携が必要。
- ・近隣の施設、事業者との連携例として、短期入所で岩泉から7日間、緊急時ということで延長して受け入れたことがある。緊急事態時は迅速に延ばせる行政判断ができないか。受給資格を持っていない、サービスを使っていない方が避難してきた時に短期入所であれば、物品じゃなくてもお金の計算が出来る。その支給決定のプロセスを災害から書面を飛ばして後付け、遡って支給するから、まず、受けてくれっていう制度の柔軟性が必要です。
- ・医薬品は主治医の処方箋が必要で苦労した。病院との連携が必要です。
- ・ガソリンスタンドとか提携先が大事、在宅酸素療法の酸素ボンベの確保も大変でした。
- ・外部から来た時の備蓄は心許ない。備蓄品の定期的な入れ替えが必要で、過重な負担です。費用がかかるし備蓄、仕事量も負担で課題です。
- ・自家発電装置はあるが燃料(ガソリン、重油)の備蓄、食品、薬、酸素の確保が課題。
- ・障がい者が受給者決定前でサービスを利用していない人は、決定を遡求しないとされ、施設が負担したケースがあった。遡求する事も必要でないか。

○総合福祉センター(社協)

- ・小山田のセンターは台風10号、19号時に冠水した。
- ・東日本大震災時は通所、帰宅困難者を受け入れた。全国からボランティアが来て福祉避難所の運営が出来た。
- ・今後、介護保険事業は縮小の傾向なので、人材の確保が難しい。災害の規模によって全国からの応援は変わってくるので運営することが課題になる。
- ・東日本大震災時は停水、停電になった。ライフライン、電気、水に困った。エレベーターが数日間使えなかった。
- ・東日本大震災後の3月28日、市から要請があって避難者を受け入れたが、夜中に急に大声を出したり、飛び出して行ったりとかあったので情報があれば非常にありがたいと思った。
- ・備蓄がどの程度必要かわからない。備蓄のお金も大変。
- ・人は来たが、物が無い、市と交渉しておにぎりが来たが固くなった物が来た。パンは賞味期限がギリギリであった。米はドンと来て必要量以上のものが来た。必要でない物が来た。
- ・食料品など費用がかかった。
- ・台風10号時は建物が冠水した。自販機から飲料水を調達した。
- ・自家発電(発電機)は東日本大震災後東芝さんから寄付を受けたが、台風災害時浸水して使えなかった。その後高い位置に移動した。

○特別養護老人ホーム慈苑

- ・入所定員 120 人分、3 日分入所カウントで備蓄している。
- ・市からの要請で福祉避難所として協定締結した。開設要請があれば対応できるが、10 名が限界かな。職員のマンパワー、医療的ケアが必要な方にうちの看護師で対応できない。
- ・停電になれば医療器具が使えない。
- ・別のグループホームと協定している。
- ・東日本大震災時は 15～16 人＋家族(介助補助)を受け入れた。
- ・受け入れ人数は協定締結時は 20 人でしたが、現状は 10 人程度。医療的ケア児は受け入れない。
- ・プライバシーの確保が難しい。ベッド、パーティションなどの備蓄が課題。
- ・太陽光パネル、蓄電池の設置は建築基準法上出来ない。
- ・別のグループホームさんとは独自で災害協定を結んでいる。

○グループホーム愛宕の丘

- ・東日本大震災時は、停電でポンプが停止して停水した。
- ・受け入れはホールで 3～5 人は可能だが、プライバシー確保のためパーティションを設置すると少なくなる。
- ・看護師がいないので医療行為が出来ない。
- ・太陽光パネルは設置しているが、夜の電気のため蓄電池が必要です。
- ・タクシー車両から電源を調達したが、量は限られた。
- ・東日本大震災時は入所者を盛岡にあるグループの施設に移送した。(5 人)
- ・人手、物資、食料課題はオムツをどこから補給するのか、どこに備蓄するのか、備蓄のお金はどこから来るのか、自前か、補助かが課題です。

※協定福祉避難所として公開する事は、参加事業者全員が市から聞かれたことがない、公開することには問題ないとの意見でした。

※近隣市町村との連携について、市町村が出来ないのであれば、それぞれの施設が独自のグループ連携も考えられるとの意見もありました。

※追加調査項目

- ・県内で指定福祉避難所を取り入れている自治体の要項等の情報入手。
- ・市の協定福祉避難所のマニュアル、協定内容の情報入手。

第3章 避難所運営等についての提言

1 避難所、開設運営体制整備について

1-1 民間との連携(防災士、自治組織、ボランティア)

・避難所開設、運営について、個別避難所毎に、地域の自治会、町内会、自主防災組織を中心に事前に担当避難所を割り振りし、訓練を行う等災害時に備えること。

(参考事例 東京都北区「町内会、自治会別開設、運営担当避難所の割り振り指定制度」)

・ボランティア(市内在住)の避難所開設、運営に関わるることについて調査、研究すること。

・LINE を活用した被災者(避難所、避難所以外)の把握が可能とされる、ツール、システムを導入すること。

(参考事例 岩手県が久慈市、遠野市で実証試験実施 デジタルツールの活用システム)

1-2 女性相談窓口の開設(女性相談員の配置)と女性への物資配布は女性で

・女性運営員、相談員の配置はマニュアルで、人数も含め明確に示し、確保、配置の具体的な取り組みを実施すること。

・配慮でなく明確に、女性に対しての配付は女性で行うこととすること。

・性暴力、DV等から女性、子供を守る必要性がより高まっている。周知も含め避難所運営全般に女性視点を取り入れた見直しが必要。また、各避難所に性暴力、DV等の被害防止啓発としてポスターの掲示、チラシでの啓発を取り入れること。

(参考事例 大阪府吹田市、山梨県甲府市、甲斐市、熊本県熊本市)

1-3 女性スタッフの配置

・具体的に女性スタッフの人数と避難所毎の配置を明示すること。

1-4 運動不足の解消

・エコノミー症候群、災害関連死防止に必要な対策です。早急に専門家の知見、実践例を参考にして実施が出来るよう指導員の確保・配置も含めマニュアル化すること。

(参考事例 厚生労働省のエコノミー症候群の予防リーフレット)

1-5 分散避難時の対応(車中泊、縁故、在宅、ホテル)

・被災者が在宅、車中泊者、縁故、ホテルの区別なく、遠慮しないで支援食料、物資が受け取れる対応が求められる。避難所避難者以外の避難者に対する配布場所の設置と周知・運用すること。

1-6 外国人避難者の対応(ルールの周知、表示、情報提供等)

・来訪、観光外国人の避難誘導、避難所でのルールの周知、情報提供については現状の取り

組みに加え、避難所、観光マップ、観光案内板に QR コードによる WEB サイトへの誘導での周知等に取り組むこと。(潮風トレイルのマップ、案内板での掲示等)

- ・見える通訳(多言語映像通訳)、音声通訳機の配備での対応を、調査研究の上導入すること。(参考事例 東京都文京区)

- ・通訳者をオンライン対応できる環境整備と事前登録での通訳者確保を検討すること。

1-7 子供の遊ぶスペースの確保

- ・避難期間が長期になる場合、子供の遊び場の確保が必要です。施設管理者と事前に体育館以外のスペース確保の協議をして確保すべきです。(空き教室等)また、校地内でテントなどを設置しての全天候型のスペースを確保すること。

1-8 燃料の確保と保管

- ・公共施設、避難所のそれぞれの燃料備蓄について把握して、不足する施設には国の「避難所になる公共施設等への燃料備蓄についての補助金制度」の活用を検討すること。また、災害時の燃料供給契約を結び災害時の燃料確保に万全を期すこと。

(参考事例 日本BCP株式会社との契約)

1-9 ニーズに合った備蓄品の充実(生理用品、尿パッド、寝具、食料品等)

- ・商品によって使用、利用頻度の高い性別、年齢等を勘案してワークショップ、アンケート等でニーズを把握し入れ替えを計画的に行うこと。

2 トイレ環境の整備

2-1 洋式トイレの確保(携帯トイレ含む)とスペースの確保

- ・組み立てトイレ(洋式)の備蓄が避難所に2台で良いのか検証し、台数について検討すること。
- ・事前に避難所ごとに組み立てトイレ・携帯トイレ利用の専用スペースを確保すること。
- ・組み立てトイレのテントを備蓄すること。
- ・防災用コンテナ型トイレの導入を検討すること。(バリアフリーストイレ)

(移動できる、停電でも使用可能、断水でも使用可能)能登半島地震で設置実績あり)

2-2 水洗トイレの機能維持

- ・避難所の污水处理方式を事前に調査、把握し機能が失われることがない対策を考え、備えること。

- ・簡易型の浄化機能を持つ機器導入を検討すること。(上下水道部と協議)
- ・仮設給水管で水洗水の確保を図ること。(上下水道部と協議)

2-3 し尿汲み取り体制

- ・事前に関係業者と協議すること。道路損壊を想定して、地域毎の対応を事前に協議すること。

(中間貯留槽の活用なども含め)

２－４ トイレの安全性確保(女性、子供)

- ・屋内外問わず盗撮、性被害防止対策等の知見を持つ専門家、先進事例を参考に対策を明確に示しマニュアルに重点項目として記載すること。

２－５ 外国人への対応(利用ルール、表記)

- ・一般社団法人自治体国際化多言語表示シート(クレア)を活用した表示をすること。
- ・コミュニケーションカードに加えコミュニケーション支援ボードを使ったサポートを取り入れること。

２－６ 多目的トイレ、人工肛門、人工膀胱保有者の装具交換スペースの確保

- ・事前に人工肛門、人工膀胱保有者を把握し避難時にストーマ用装具等を非常時の持ち出し袋で準備することを周知すること。
- ・持ち出しができないことを想定して、ストーマ用装具等を保有者人数に合わせて備蓄すること。
- ・事前に災害時ストーマ用装具保管(宮古市が保管)する事業を創設し、災害時に備えること。
(参考事例 滝沢市災害時ストーマ用装具保管事業)
- ・事前にオストメイトの方を把握しスマート用装具備蓄がある避難所を示すこと。
- ・市外からのオストメイト来訪者にはアプリマップで対応できる避難所を案内すること。

２－７ 福祉避難スペースのトイレ確保

- ・各避難所に福祉避難スペース、トイレの確保出来るか調査、検証すること。

２－８ ジェンダー対応(トイレ)

- ・日常的に安心して利用できる環境づくりを、先進事例等を調査、研究して、各避難所が対応できるか検証すること。

３ 食事の確保

３－１ 現状の非常食の検証(メニュー、栄養バランス)

- ・避難所毎に提供される食事メニュー、栄養のバランスをチェックして偏らない、メニューと栄養バランスが取れるように、マニュアルを専門家(栄養士等)と連携、協議し策定すること。
- ・自衛隊が提供できるメニューを事前に把握し、全避難所に偏りが無いように提供すること。
- ・多様な食材の確保手段として冷凍品がある、備蓄品目、数量、冷凍庫の確保、場所等を検討すること。
- ・調理不要で水がなくても食べられる、高齢者でも食べやすい、アレルギーフリーの非常食(ゼリー飲料)を備蓄すること。

３－２ 指定避難所避難者以外の食事提供(在宅、車中、孤立、縁故)

- ・具体的にそれぞれ実施要項を策定すること。

３－３ 高齢者、乳児、妊産授乳婦、食物アレルギー疾患、慢性疾患を有する避難者への食事提供

- ・外国人も含めそれぞれの避難者毎に、把握方法、手配先など具体的に関係する方々(保健師、栄養士)と事前の連携、協力体制を整えること。
- ・乳幼児に必要な粉ミルク、離乳食(アレルギー対応食含む)の備蓄品確保を検討して備蓄すること。
- ・アレルギー疾患患者対応パンフレットを作成し配布をすること。(疾患者、食事提供者に)
- ・全ての避難所で対応できないとすれば対応できる専用避難所を指定すること。

３－４ 宗教上の理由で食事制限がある人の対応

- ・宗教上の制限は大きく分けてイスラム教、ユダヤ教、ヒンズー教があると言われている。特にイスラム教が厳格と言われおり、ハラール食と言われています。最低でもハラール食の確保と提供をどうするか具体的に調査研究すること。また、避難所での把握に関する案内情報提供、事前周知の調査研究をすること。

４ 寝床・プライバシーの確保等

４－１ パーティション資材の確保

- ・目標数値を示して計画的に確保すること。

４－２ ダンボールベッド資材の確保

- ・パーティションと同様、目標数値を示して計画的に確保すること。

４－３ 単身女性避難者スペースの確保

- ・単身女性避難者の安全確保を優先し、区画を明確に分けて、専用避難スペースを確保すること。

４－４ ペット同伴避難者のスペースの確保

- ・アンケート調査等でペット同行・同伴避難のニーズを把握し、犬、猫、その他を区分した避難所を指定できるか調査、研究が必要。ペットは大事な家族との認識を持って対応すること。
- ・実績を分析し、改善点の有無を確認するとともに、改善策を関係者、団体と協議し、具体的にマニュアルに示すこと。
- ・以上のことを踏まえ、指定避難所を増やすとともに、同行・同伴避難者に対してのパンフレットを作成し、周知を図ること。

4－5 授乳、搾乳スペースの確保

・各避難所に事前に授乳、搾乳者の安全が確保されるスペースの検討し示すこと。また、スペースの案内表示や他の避難者を制限する表示等、マニュアルに示すこと。

4－6 更衣室の確保

・授乳搾乳スペースの確保と同じ対応をすること。

5 住民への周知

5－1 避難に関する情報の理解

・現状の取り組みに加えて、広報、避難情報パンフレット、ラジオ放送等で理解が進み避難する行動に結びつくよう継続した取組をすること。

5－2 避難所の位置周知

・避難に関する情報の理解と同様、現状の取り組みに加えて、広報、避難情報パンフレット、ラジオ放送等で理解が進み避難行動に結びつくよう継続した取組をすること。

5－3 外国人への避難場所、避難所の位置周知

・在住外国人の実態に合わせた言語でのハザードマップ等に表記することを宮古市国際交流協会と協議して対応すること。

6 避難所数の確保

6－1 避現状の避難所以外の避難所の確保(公民館、集会施設、公営住宅等、高等学校、短大)

・分散避難に対応できるよう指定避難所の見直しをすること。
・避難所の登録制度を導入すること。(参考事例 千葉市)

7 避難所の環境、機能

7－1 入浴、ランドリー支援

・入浴については市内の銭湯、入浴施設のある(ホテル、旅行、ゆったり館、グリーンピア等)の事業者と連携して対応すること。送迎について、事前協議の上対応すること。
・移動型の入浴施設、入浴車両(牽引型)の導入、運用を検討すること。
・ランドリー支援は避難所毎に洗濯機の配置、物干場の確保など現状の取り組みに加え、民間のコインランドリーの利用、移動コインランドリーの計画的導入等を検討すること。
(参考事例 兵庫県養父市)

7－2 通信環境と電源確保

- ・不十分だとすれば、携帯型ソーラー発電、EV 電気自動車による電源の確保をすること。(参考事例 福岡市)

7-3 情報提供

- ・Wi-Fi 環境を全避難所に整備すること。

7-4 飲料水、水道水の確保

- ・孤立の可能性がある集落において飲料水、水道水が途絶えた場合の対応は外部からの搬入が課題になりますが、電源の確保を前提に浄水器の配備を検討すること。
- ・耐震管の整備と耐震不凍水栓の設置を進めること。(参考事例 盛岡市ほか)

7-5 防暑、防寒設備の整備

- ・学校体育館の防暑、防寒環境を整備するには多額の公費と長期の整備期間が必要ですが、防災力を高めると共に、児童、生徒の平時利用にも効果がある空調設備（脱炭素施策にも合致）を導入すること。(参考事例 愛知県蒲郡市、豊田市)
- ・当面、冷風扇、冷感シート等市販品の対応品を確保すること。
- ・学校体育館が指定避難所のところは、学校管理者と協議して避難者人数によっては空調設備（エアコン）がある教室等に避難者を移動させられるようマニュアルを見直すこと。

7-6 下水道処理機能の確保

- ・上下水道部で可搬型の浄化装置を保有していなければ、処理機能、能力を検証して導入すること。

7-7 感染症蔓延防止環境の確保

- ・感染症蔓延防止環境については、消毒、換気、スペースの確保に加え、空気清浄機が有効とされている。現状の取り組み対応を検証して空気清浄機などの導入をすること。

8 広域避難体制の確保

- ・例として区界地区と盛岡市、江繋、小国地区と遠野市、津軽石、赤前地区と山田町と岩手県に頼るだけでなく近隣自治体との相互連携での避難体制構築(避難先の確保等、支援物資の移動手段含む)の検討をすること。

9 車中泊避難者への対応

- ・メディアの活用のほか、市外避難者、在宅避難者、縁故避難者、ペット同伴避難者専用回線確保と受信体制(システム)の確立、アプリ等の活用を調査研究して取り入れること。
- ・水道、トイレのある公園、民間施設、道の駅、公共施設など、車中泊避難場所を地区毎に複数指定し周知、誘導すること。

・エコノミー症候群の予防については厚生労働省がリーフレットを策定している。参考にして周知すること。

10 福祉避難所・福祉避難スペース

10-1 福祉避難所について(医療的ケア児、精神、知的、身体障がい、妊産婦、母子、高齢者、要介護・要介助者、障害児・者)

(1) 在宅の「要支援者」が事前に登録し、介助者と直接避難ができる「指定福祉避難所」を指定し、公示(公表)すること。

(2) 国の「避難行動要支援者名簿登録」作成の義務化に伴う登録事務等を拡充、推進し、福祉避難所の受け入れ可能な人数や要支援者の情報を適時、的確に把握し、適切な支援サービスを提供すること。

(3) 福祉避難所施設と定期的に協議、情報交換を行い、平時から課題点の把握や対応措置を図る体制をつくること。受給資格を受けていなく、サービスを利用していない障害者の受け入れに対して、資格の遡及申請や入居期間の延長など緊急事態として柔軟に対応すること。

(4) 福祉避難所の機能を支える人材確保と人材育成を図るための実効性ある支援策を講じること。

(5) 庁内の関係部署、施設と連携し、福祉避難所の運営に関する実践的な研修や訓練等を行い、現場の対応能力を高めること。

(6) 協定未締結の通所施設等やホテル等の宿泊施設について、福祉避難所としての活用を検討すること。

(7) 福祉避難所施設における備蓄品確保の状況及び不足物資等について定期的に現状を点検・把握し、必要な備蓄品目と量の確保を図ること。

特にも、要配慮の多様な個別ニーズに対応した物資等(排泄ケア用品、アレルギー食、刻み食、床ずれ防止用具、車椅子・歩行器、服薬支援・処方管理等)の確保が課題となることから、民間事業者との連携を含め調達・供給体制を構築すること。

(8) 福祉避難所施設での備蓄品の保管、電源確保(非常用発電機、太陽光発電システム)、燃料確保(備蓄燃料タンク)、飲料水(簡易浄水器)等の確保に対する財政的支援を行うこと。(国の指定福祉避難所、指定福祉避難所施設の資機材等整備に対する補助制度の活用)

また、浸水地域にある福祉避難所施設への「止水版」設置補助制度を創設すること。

(9) 福祉避難所施設の受け入れスペースは、空き室又はホール等の共用スペースとなる。共用スペースでは要配慮者、介助者のプライバシーと寝床環境の確保を図るためのパーティションや簡易ベッドが必要となることから、施設に供給し備蓄を推進すること。備蓄スペースがない施設には、福祉避難所開設時に迅速に供給すること。

(10) 医療的ケア児について、早急に医療・福祉関係者と協議し、安全で安心して避難できる環境を確保すること。また、避難にあたって保護者、介助者が安心して移動できるよう支援措置を講じること。

(11) 妊産婦、母子、要介護者、介助者が気兼ねなく安心して避難できる環境を整備するため、ホテル等の宿泊施設や現状の指定避難所以外の専用避難施設を確保すること。

(12) 災害関連死をつくり出さないためには、介護施設等のライフラインの維持と生活機能確保への支援、人手不足に対応する広域連携ネットワークの構築、入所者の移動回避と施設への避難体制構築、災害福祉支援体制の機能強化等が求められる。

福祉施設や福祉避難所に丸投げすることなく、被災者や要配慮者等に対する保健・医療・福祉の連携による福祉的支援等の充実を図り、災害関連死防止対策を強化すること。

10-2 福祉避難所の広域連携について

(1) 近隣市町村の民間施設同士の連携を図る支援を行うこと。

(2) 近隣市町村との行政レベルでの連携構築を図ること。

11 医療提供の確保(孤立避難所、地区含む)

・医療的ケア児の対応含め医療機関等との連携強化が必要です。直営診療所の医師、公立病院、民間診療所の医師、看護師との情報交換、課題共有を通して避難者の生命を守る体制を構築すること。

・平時においてリモート診療が他自治体で導入されています。非常時にも有効な診療システムです。導入について関係部署と鋭意検討をすること。

・孤立避難所、地区で必要な薬剤の取りまとめをどなたがするのか、取りまとめ者を決めて手配すること。(マニュアルに明記する)

・他の支援物資と同様に情報手段(衛星電話等)の確保、ドローンも含めた配布、移送手段を確保すること。

・指定避難所が学校の体育館である場合、校舎棟の保健室の活用(薬の保管、診療スペース)が考えられる。管理者含め薬剤師会、医療関係者と協議すること。

12 避難場所について

12-1 避難場所への要介助者、要支援者の避難支援

・個別避難計画策定者だけでなく、地域毎の要介助者、要援護者の実態を把握して個別避難計画を自治組織、自主防災組織と連携して策定すること。

・避難路のバリアフリー化を順次計画的に整備すること。

・電動キャリーカート(リヤカー)を配備すること。

・津波警報発令避難時には車両による避難を認めること。

12-2 冬季の防寒対策(防寒用品保管庫の設置)

・指定避難場所毎に保管庫(飲料水、食料品含む)の設置について検討し、設置が可能なところから保管庫の設置とトイレ施設の整備を計画的に進めること。

・後述(非常持ち出し袋の確保の奨励)の提言にもあるように、周知に努めるとともにより実効

性を高めるための購入補助制度を新設すること。

12-3 避難路の管理(除草、除雪等)

- ・避難路全体を現状確認も含めチェックして、365 日、24 時間安全に避難できる管理体制を整えること。

13 その他

13-1 避難ビルの確保

- ・指定エリアを拡充して、また拡充に伴ってより多くの避難ビルを指定すること。
- ・津波避難だけでなく大雨洪水に対応した避難ビルの指定と周知をすること。

13-2 雑飲料水の確保(井戸、浄水器)

- ・早急に調査、検討し井戸等の位置情報をマップ化するなど進めること。
- ・浄水器は性能も向上し雑水だけでなく飲料にも対応できる機種も流通しています。早急に配備し非常時に備えること。
- ・耐震給水栓の設置について、関係機関と協議の上計画的に進めること。

13-3 非常持ち出し袋(備品も含め)

- ・先進地事例を参考にして、早急に備えが進む様補助制度を創設し進めること。(事業所含む)
(先進地事例 防災用品補助制度 愛媛県愛南町
防災備蓄品購入支援 山形県遊佐町)

13-4 女性の避難マニュアルの策定

- ・女性の視点を取り入れた「避難所生活で起こる問題とその対策」「平時からしておくこと」についての分県「女性の視点からの防災パンフレット」を参考にして、市においては東日本大震災時の検証、女性だけの避難所運営についてのワークショップ、リーダー育成研修会等積極的に取り組み早急にマニュアルに反映させること。

13-5 自主避難所の把握と支援対応

- ・自主避難所が存在することを前提に具体的に情報収集をどうするか、避難者への食料などの様に提供支援出来るか検討をすること。

13-6 孤立地避難所に対する支援対応(資材、食料、医療、介護、医薬品、健康保持)

- ・初動対応を早くするため衛星携帯電話を孤立集落の可能性のある27地区と災害対策本部、消防、総合事務所に配備すること。総合防災訓練に合わせ通信訓練をすること。
- ・防災行政無線の活用方法を検討すること。
- ・ヘリコプターの離着陸が可能な場所の確保をすること。

- ・地上に文字を書く等の手段による情報伝達を検討、準備すること。
- ・孤立の可能性がある集落における自主防災組織の組織化を進めること。
- ・他地区より支援を手厚くし促進すること。
- ・備蓄物資の充実を進めること。(発電機、投光器、テント、防水シート、寝具、医薬品等)

13-7 電気(通電)火災対策

- ・家具転倒防止、住居の耐震化と合わせ、感震ブレーカの設置を進める補助制度の創設と普及拡大をすること。

(先進地事例 埼玉県さいたま市他)

宮古市議会 総務常任委員会

委員長	松本尚美
副委員長	古舘博
委員	畠山智章
委員	佐藤和美
委員	中嶋勝司
委員	田中尚
委員	竹花邦彦